

第750回教育委員会会議録

平成26年7月22日、御殿場市教育委員会7月定例会を印野小学校会議室に招集する。

1. 出席した委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番委員 小見山司朗 | 2番委員 岩瀬こずえ |
| 3番委員 勝又將雄 | 4番委員 福島東 |
| 5番委員 勝又英和 | |

2. 番外に出席した者

- | | |
|------------|-----------|
| 教育部長 | 教育総務課長 |
| 学校教育課長 | 社会教育課長 |
| 学校給食課長 | 学校教育課課長補佐 |
| 学校教育課副主任 | |
| 教育委員会事務局職員 | 教育総務課副参事 |
| | 教育総務課主任 |
| | 教育総務課主事 |

教育委員長	ご苦労さまです。本日から勝又英和委員が加わりまして初めての定例会ということになります。本日は、全員の委員が出席しているため、委員会は成立いたします。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会7月定例会を開会いたします。
開 会 午後1時30分	
教育委員長	本日の委員会は、事前にお手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 2番岩瀬委員と3番勝又將雄委員をお願いいたします。 次に会期でありますので、本日1日間といたします。
教育委員長	なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。 初めに当局から一言お願いたします。
教育部長	梅雨も明けて大変暑い中を、ご苦労様です。本日は視察と教育委員会を合わせて段取らせていただきました。議案は4件となっておりますのでよろしくお願いたします。

教育委員長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に、御教議第27号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
社会教育課長	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>次に3ページをお開きください。御殿場市立図書館協議会につきましては図書館法の第17条、御殿場市立図書館条例第7条に基づきまして設置しております。条例におきまして図書館の運営に関し館長の諮問に答え応じること、図書館方針について館長に意見を述べるのが任務となっております。</p> <p>委員の構成としましては学校教育社会教育関係者、家庭教育学識経験者等で10人以内となっております。現在の委員は9人でございます。任期は2年、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間になりますが、この度学校関係の委員に選任がありましたことから、交代委員の委嘱をお願いするものでございます。</p> <p>なお、委員選任の手続きに若干時間を要しましたことから、本日の議案とさせていただきます。No.5・6・7の3人が後任の委員でございます。</p> <p>説明は以上となります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御教議第27号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑もないようですので、本案について承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第27号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御協議第28号「平成26年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。</p>
(関係者以外退席) (秘密会)	
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第28号につきまして、内容説明をいたします。議案書4ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回、認定のご審議をお願いいたしますのは、平成26年度</p>

	<p>就学援助の申し出がありました17人で、いずれも新規の申し出であります。</p> <p>具体的な内容につきましては後ほど担当者から説明をさせますが、認定理由は準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者11人、保護者の職業が不安定の世帯の者3人、保護者の生活状態が悪い世帯の者3人となっております。</p> <p>提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それでは、内容についてご説明申し上げます。御教議第28号関係資料をご覧ください。</p> <p>今回の申請は小学生11人、中学生6人の計17人でございます。</p> <p>資料は1ページから2ページまでが申請者一覧表、3ページから66ページまでが申出書と所得関係等資料、67ページから68ページまでが生活保護費等計算書となっております。</p> <p>申請者一覧表の項目は、左から番号、児童・生徒名、各種基準額等、認定要領、特記事項となっております。</p> <p>それでは、申請者一覧表に基づき、順次ご説明申し上げます。 (内容説明)</p> <p>以上、17名の内容説明を終わりといたします。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御教議第28号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質 疑)	
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案について一部を修正して承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第28号「平成26年度就学援助について」は一部を修正して承認することに決しました。</p>
(秘密会を解く)	
教育委員長	<p>それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。次に、御教議第29号「平成26年度特別支援教育就学奨励費について」を議題とします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第29号につきまして、内容説明をいたします。議案書5ページをお開きください。 (議案書朗読)</p>

	<p>今回、特別支援教育就学奨励費の認定をお願いしますのは、市内小中学校の特別支援学級に通う児童生徒及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害に該当する児童生徒で、辞退者26人を除く81人です。</p> <p>この特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に通う児童生徒の保護者の負担を軽減するため、国と市がその経費の一部を補助するものです。</p> <p>認定基準は、世帯の所得を需要額で割った数値が2.5倍未満のものが対象です。ちなみに生活保護の基準は1.5倍未満です。認定につきましては、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づいておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては担当者から説明させますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>学校教育課 副主任</p>	<p>まず、資料について説明をさせていただきます。1・2ページが対象者名簿、3・4ページが学校別学年別の認定区分内訳、5から9ページが付属資料、10ページ以降が各世帯の調書及び辞退届となっております。</p> <p>それでは、平成26年度特別支援教育就学奨励費について、内容説明をさせていただきます。今回認定をお願いいたしますのは、市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒105人と通常学級で学校教育法施行令第22条の3規定する障害に該当する児童生徒2人です。対象人数は毎年増加しており、平成26年度につきましては、25年度から14人増となる107人です。そのうち小学生85人、中学生22人となっております。</p> <p>認定については、世帯の所得額を需要額で割った倍率が2.5倍未満の場合区分Ⅱとなり支給対象となります。2.5倍以上の場合区分Ⅲとなり支給対象外となります。</p> <p>ちなみに、ここでいう需要額とは、資料8・9ページの保護基準額を各世帯の構成に当てはめたものの合計額です。</p> <p>10ページからの調書に各世帯の所得額・需要額・倍率・認定区分を記載してあります。認定者の内訳は支給対象である区分Ⅱが81人、支給対象外である区分Ⅲが0人、要保護・準要保護世帯15人を含め辞退者が26人となっております。</p> <p>支給対象となった区分Ⅱの方に対しては、年3回に分けて支給をおこなう予定です。</p> <p>以上で内容説明を終了いたします。</p> <p>よろしく、ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>ただ今、御教議第29号について内容説明がなされましたが、</p>

	<p>本案について質疑を求めます。</p> <p>(質 疑)</p>
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第29号「平成26年度特別支援教育就学奨励費について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第30号「平成27～30年度使用の小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第30号につきまして、内容説明をいたします。議案書6ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>最初に、事前にお配りしました教科書制度の概要という資料の9ページをお開きください。教科用図書採択機構についてこれまでの経緯も含めて説明致します。</p> <p>まずはじめは、①②③の関係についてです。</p> <p>県教育委員会は、採択の対象となる教科書について、調査・研究し、採択権者である市町教育委員会に指導・助言するため、「教科用図書選定審議会」を設置します。その審議会の中で、校長や教員等で構成される「教科用図書専門調査員会」へ調査依頼をし、結果報告をさせます。これが①になります。</p> <p>この専門調査員会での調査・研究をもとに、「教科用図書選定審議会」が県教育委員会へ答申します。これが②です。県教育委員会は選定資料として基本方針等研究報告書を市町教育委員会に送付することにより助言を行います。これが③です。</p> <p>続いて、④⑤⑥⑦の関係について説明致します。</p> <p>教科書の採択権者は、市町教育委員会です。静岡県の場合、全ての市町が共同採択をとっているため、各地区の教科用図書採択連絡協議会が調査研究を実施いたします。そのための資料として、市町教育委員会が県教育委員会からの選定資料を採択連絡協議会へ提供します。これが④になります。</p> <p>採択連絡協議会は、教育長、校長代表、保護者代表で構成されており、今年度は、5月19日に第1回会議を開催し、採択案を作成するために、各教科ごと校長や教員等から構成される教科書研究委員会に研究依頼をしました。これが⑤です。</p> <p>教科書研究委員会においては、6月下旬に4日間の調査・研究を行いました。その際、3市3町の小学校から寄せられた教科書調査</p>

	<p>研究報告も参考にしながら専門的研究を加え、採択案を採択連絡協議会に報告しました。この報告を受け、7月8日の第2回採択連絡協議会では、各教科書センターに寄せられた市民、町民からの意見も参考にして各教科1者を決定する採択案を作成しました。これが、⑥⑦です。</p> <p>続いて⑧⑨⑩の関係について説明いたします。</p> <p>採択連絡協議会は、作成した採択案を採択権者である市町教育委員会に、本採択案でよいかどうかを伺う建議をします。これが⑧です。</p> <p>この建議を受け、市町教育委員会は、それぞれの教育委員会の中で採択案でよいかどうかの検討を行います。本日の会議がこれにあたります。採択案に同意する場合には、同意書を採択連絡協議会に報告します。これが⑨⑩です。</p> <p>採択が決定した後、採択結果通知を該当市町立小学校に通知するとともに、県教育委員会に採択結果を報告します。これが⑪⑫です。</p> <p>それでは、次に、採択連絡協議会から建議を受けました小学校教科用図書採択案につきまして、各教科の順を追って説明いたします。 (採択案説明)</p> <p>以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。</p>
教育委員長	ただ今、御教議第30号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第30号「平成27～30年度使用の小学校教科用図書の採択について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	他に何かございますか。
教育委員長	他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会7月定例会を閉会といたします。
	<u>午後3時05分閉会</u>

会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p>2 番委員 _____</p> <p>3 番委員 _____</p>
--------	---